

ストレスチェック制度に係る説明会(ご案内)

主催：福岡中央労働基準監督署・(独)労働者健康安全機構 福岡産業保健総合支援センター

- 改正労働安全衛生法により、平成27年12月から、常時50人以上の労働者を使用する事業場では、ストレスチェックを実施し、高ストレス者に対しては医師による面接指導（「**ストレスチェック制度**」）を実施すること等が義務付けられました。
- しかしながら、専門家がない、取組方法が分からないなどの理由で、ストレスチェック制度の取組が進まない状況が見受けられます。
- **ストレスチェック制度**への理解を深め、導入を進めていただくことを目的として、説明会を開催しますので、事業所の安全衛生担当の方、産業保健に携わっておられる方など、多数ご出席いただきますようご案内申し上げます。

日時・会場

- 日時：平成29年9月22日（金）14：00～16：00
- 会場：福岡合同庁舎 新館3階 大会議室
福岡市博多区博多駅東2-11-1
☎ 092-411-4798（福岡労働局 健康課）

内 容

- 1 「労働衛生行政の動向について」
講師：福岡労働局労働基準部 健康課
- 2 「ストレスチェック制度の具体的な実施方法について」
講師：福岡産業保健総合支援センター
産業保健相談員 永田頌史（医師）



お申込み

○参加申込書にご記入の上、FAX又は郵送によりお申し込みください。

参 加 申 込 書

福岡中央労働基準監督署 安全衛生課 へて
FAX 092-761-5616

〒810-8605 福岡市中央区長浜2-1-1 TEL 092-761-5608(担当:平塚)

事業場名称				
所在地	〒	電話番号		
業 種				
参加人員	名	参加代表者職名	氏 名	